

一般財団法人
日本バウンドテニス協会
指導委員会規程

一般財団法人 日本バウンドテニス協会 指導委員会規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本バウンドテニス協会（以下本会という）定款第42条に基づき設置される指導委員会（以下委員会という）に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この委員会は、本会の目的を達成するため、次条に定める業務を行い、また、本会の運営に関し、理事会の諮問に応ずるとともに、必要事項につき上申することができる。

(業務内容)

第3条 委員会は、定款第4条各号に掲げる事業の運営の円滑を図るため、次の活動を行う。

(1)指導に関すること

- ① 指導員の養成と指導技術向上のための講習会・研修会の実施
- ② 指導員の資格認定試験の実施および審査業務
- ③ 競技方法等の研究と技術の開発
- ④ バウンドテニス教室・講習会等の支援活動
- ⑤ その他技術指導に関する活動

(2)審判に関すること

- ① 審判員の養成と審判技術向上のための講習会・研修会の実施
- ② 審判員の資格認定試験の実施および審査業務
- ③ その他審判技術の研究および指導に関する活動

(3)その他

- ① 競技規則に関する研究と検討
- ② 本会主催大会の競技運営業務
- ③ 本会が参加・協力する行事・祭典等の運営業務

第2章 委 員

(委員の構成)

第4条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 10名以上30名以内(委員長・副委員長を含む)

(委員の選任)

第5条 委員長は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

2. 副委員長および委員は、会長が指名し、委嘱する。

(委員の職務)

第6条 委員は、理事会の決議に基づき業務を執行する。

2. 委員長は、委員会の会務を統括する。
3. 副委員長は、委員長を補佐する。
4. 委員は、業務を執行する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
3. 委員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員の解任)

第8条 委員が次の各号の一に該当するときは、委員長については理事会の決議によって、副委員長および委員については会長が、それぞれ解任することができる。

- (1) 当法人の名誉を棄損したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(委員の報酬)

第9条 委員には、報酬を支給することができる。

2. 委員の報酬は、理事会の決議をもって定める。

第3章 委員会

(委員会)

第10条 委員会は、委員をもって構成する。

2. 委員会は、委員長が招集し、年1回以上開催する。
3. 委員会は、事務局長および理事が同席して開催するものとする。

(議長)

第11条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(聴取)

第13条 議長が必要と認めたときは、その委員会に参考人の出席を求め、意見を聴取することができる。

(議事録)

第14条 議長は、会議終了後すみやかに議事録を作成し、出席委員2名とともに署名のうえ、理事会に提出する。

第4章 分科部会

(組織)

第15条 委員会には、次の分科部会を設ける。

- (1) 指導部会
- (2) 審判部会
- (3) 医科学部会
- (4) コーチ部会

2. 前項のほか、必要に応じて、特定課題のための分科部会を設けることができる。

(構成)

第16条 各分科部会の部会長、副部会長および部員は、会長が任命する。

2. 前項にかかわらず、コーチ部会は、コーチ登録者をもって構成する。

3. 分科部会の運営については、当該分科部会ごとに、会長の同意を得て委員長が定める。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規程に定めのない事項については、理事会で定める。

付 則

この規程は、平成26年5月9日から施行する。

沿 革

昭和59年 4月 1日 制定

昭和61年 4月 1日 改定

平成 8年 8月 1日 改定

平成22年 6月19日 改定